

## 無認可保育施設保育料補助事業について

### 1 概要

日頃から、世田谷区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

世田谷区では、子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、認可保育園等を利用することができずに保育待機児童となり、無認可保育施設に預けている保護者への経済的負担を軽減するため、新たに緊急対策として、平成28年4月1日から、時限的に保育料の一部補助を行う事業を実施しております。

補助金の申請手続きにつきましては、利用者と世田谷区の間で行うものとなりますが、提出書類の一部に事業者の証明が必要な様式があります。お忙しいところ大変恐縮ですが、書類の作成等ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 2 補助要件

#### (1) 補助世帯 (①～④全てを満たす世帯)

- ①認可保育園等の入園申込みを行い入園待機となっている区内在住の世帯
- ②当該月に補助対象施設に在籍し、月160時間以上の月極め契約を結んでいる世帯。
- ③無認可保育施設に係る保育料を滞納していない世帯。
- ④当該月の初日に世田谷区在住で、対象年齢は0歳児・1歳児・2歳児・3歳児とする。  
※認可保育施設・事業のクラス年齢を適用する。

#### (2) 補助対象施設 (①及び②を満たす施設)

- ①東京都に認可外保育施設(ベビーホテル・その他)として設置の届出を行っている施設。  
※各区単独事業の保育室、病児・病後児施設は除く。
- ②認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を東京都より発行されている施設。

#### (3) 補助基準額

前年分保育料算定区市町村民税所得割課税対象額	階層	補助金額 (月額)
生活保護世帯、または当該年度の保育料算定区市町村民税所得割課税対象額が0円の世帯	A 1	40,000 円
2,470,000 円未満の世帯	A 2	30,000 円
2,470,000 円以上 3,445,000 円未満の世帯	B	25,000 円
3,445,000 円以上 4,158,000 円未満の世帯	C	15,000 円
4,158,000 円以上 4,908,000 円未満の世帯	D	10,000 円
4,908,000 円以上 9,500,000 円未満の世帯	E	5,000 円
9,500,000 円以上の世帯	F	0 円

#### (4) 事業の実施期間

平成31年度までとする。(第1期子ども・子育て支援事業計画の事業期間)

### 3 申請～補助給付の流れについて【全て利用者→区へ申請】

※下線部分が、事業者にて作成が必要になる書類です

#### ①利用状況申告書の提出

- ・利用開始月の20日以内に提出
- ・HPでダウンロード可
- ・月極めの利用契約書を添付

#### ②交付申請書類の提出

- ・年4半期ごとに、利用状況申告書を提出した該当者に区より送付
- ・年4半期ごとの締切に1度提出

※審査回ごとの締切はあるが、最終締切日である翌年3月31日までに提出すれば、利用月に遡って審査を行う

- ・在籍証明書を添付

#### ③交付審査及び交付（不交付）決定

- ・年4半期ごとのスケジュールに沿って、審査を行う
- ・交付（不交付）決定については、申請者あて通知する
- ・4半期ごとのスケジュールに沿って、振込を行う

#### ④継続交付確認依頼書の提出

- ・第1回～第3回までに②及び③で交付決定をうけた方が対象
- ・在籍証明書を添付

### 4 29年度スケジュール（予定）

申請回	利用状況申告書 受理日	申請書類 配布時期	提出期限日 (当日消印有効)	交付（不交付）決定 及び支払通知書の 送付時期（予定）	口座振込み 時期（予定）
第1回 (4月～6月分)	29年4月1日～ 29年6月20日	29年6月下旬	29年7月15日	29年 8月中旬	8月下旬
第2回 (7月～9月分)	29年6月21日～ 29年9月20日	29年9月下旬	29年10月17日	29年 11月中旬	11月下旬
第3回 (10月～12月分)	29年9月21日～ 29年12月20日	29年12月下旬	30年1月16日	30年 2月中旬	2月下旬
第4回 (1月～3月分)	29年12月21日～ 30年3月20日	30年3月下旬	30年3月30日 ※最終締切※	30年 5月中旬	5月下旬

※各審査回において、年度内の遡り分がある場合は申請された回にまとめてお支払いします。

## 5 提出書類について

※全て利用者から区に提出していただきます。

(★のついている書類は事業者で作成が必要な書類です。)

### (1) 利用状況申告時

①利用状況申告書

②月極め利用契約書(写)★

### (2) 交付申請時

①交付申請書兼口座振替依頼書

②家族状況届出書

③在籍証明書★

※その他税証明が必要な場合があります

### (3) 継続交付確認依頼時

①継続交付確認依頼書

②在籍証明書★

## 6 在籍証明書について

- ・児童の月極め保育状況(実績)を証明するための書類です。
- ・様式は、利用状況申告書を提出した該当者に区より送付します。  
また、区HPでダウンロードができます。
- ・審査回は年4半期で行うため、利用者の申請時期に応じて、最大で4回提出いただくことになります。

## 7 問い合わせ先

世田谷区 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話：03-5432-2313